

グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース
過去の競争政策のレビュー部会・電気通信市場の環境変化への対応検討部会
(第18回)(2部会合同)

1. 日時 : 平成22年11月30日(火) 17:00～

2. 場所 : 総務省8階 第1特別会議室

3. 出席者 :

(1) 構成員(座長・座長代理を除き五十音順、敬称略)

【過去の競争政策のレビュー部会】

黒川 和美(座長)、相田 仁(座長代理)、勝間 和代、岸 博幸、北 俊一、中島 厚志、舟田 正之、町田 徹

【電気通信市場の環境変化への対応検討部会】

山内 弘隆(座長)、徳田 英幸(座長代理)、柏野 牧夫、國領 二郎、藤原 洋、吉川 尚宏

(2) 総務省

平岡総務副大臣、小笠原総務審議官、山川総務審議官、利根川情報通信国際戦略局長、田中情報流通行政局長、桜井総合通信基盤局長、原政策統括官、久保田総括審議官、横田情報通信国際戦略次長、稲田官房審議官、武井官房審議官、原口電気通信事業部長、吉田電波部長、高崎総合研究官、前川総務課長、古市事業政策課長、渡辺電波政策課長、二宮料金サービス課長、泉データ通信課長、野崎電気通信技術システム課長、鈴木消費者行政課長、木村事業政策課調査官、犬童事業政策課企画官

4. 議事 :

(1) 「光の道」構想実現に向けて(取りまとめ(案))について

(3) 「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ」取りまとめ【概要】

(2) その他

5. 議事録 :

【山内座長】 それでは定刻でございますので、過去の競争政策のレビュー部会と電気通信市場の環境変化への対応検討部会の第18回の会合につきまして、両部会の合同部会

として開催させていただきます。

本日も会合の様様をカメラ撮りしておりますので、ご了承を願いたします。

「光の道」構想につきましては、前回、骨子（案）ということで皆様にご議論をいただきまして、それを踏まえまして、私どもの「光の道」ワーキンググループで議論を行いました。そして、お手元に配付しております取りまとめ（案）という形で整理をさせていただきました。本日の主たる目的は、この取りまとめ（案）をまず私のからご説明させていただいてご議論をいただくということでございます。次に、周波数ワーキンググループの取りまとめにつきましても、ワーキンググループの徳田主査から概要をご説明いただきましてご議論をいただくということでございます。

順番ですけれども、説明はまとめてさせていただいて、意見交換につきましては一括して行いたいと思いますので、よろしく願いたします。

それでは私から、まず「光の道」構想に関する取りまとめ（案）について説明をさせていただきます。お手元の資料をお開きいただきたいと思います。資料18—1になります。

目次等の後に、1ページ目のところから、「光の道」構想実現に向けてということで、まず第1章として、現状等に関する我々の認識について記述してございます。そこで、基本的に固定については大きくIPネットワークへの移行ということが見られますし、それから無線については、通信品質にすぐれた携帯電話系のシステムとか、あるいは無線LAN系のシステムができていると、こんなことがあります。

そのような通信事業、通信市場の変化ということに加えて、1ページの下のところでは、前回少し指摘がございましたので、さらに上位レイヤーとの関係について書いております。上位レイヤーの新たな市場は大きく展開されてきているということ。それから1ページ目から2ページ目の下のところですが、インフラとサービスアプリケーションの有機的な連携が、ネットワークレイヤー内のオープン化だけではなくて、上位レイヤー市場や端末レイヤー市場の成果・発展を見据えたレイヤー間のオープン性を確保する視点で重要になっているということでもあります。

2ページのカのところですが、また、「光の道」構想ということで、2015年ごろを目途に、すべての世帯におけるブロードバンド利用の実現を目標にするということでもあります。

このような認識のもとに、具体的にどのような視点からとらえていくか。3ページをあけていただきますと、具体的な政策のあり方として、今回のこの報告書の基本的な主張で

ございますけれども、競争政策の一層の推進ということでありまして、これが市場の活性化、それからインフラ整備の推進、利活用の向上につながるということ、これが第1であります。

そして過疎地域等につきましては、これは政府が補完的に措置をするということで、国・地方が支援措置等の一定の役割を担うということでもあります。

さらに3番目、利活用につきましては、医療、教育、行政等の分野で利活用を進める。そのための規制改革を進めるということでもあります。

そこで、報告書につきましては以下の3つの部分から構成されております。まず第1は、未整備地域におけるICT利活用基盤の整備の推進ということ、それから2番目、これが今回のまとめの大きな内容でございますが、NTTの在り方を含めた競争政策の推進ということ、3番目が規制改革等によるICT利活用の促進ということでもあります。

4ページ目に、まず第1番目の、未整備地域におけるICT利活用基盤の整備の推進ということではありますが、4ページの下半分ぐらいに結論的なことを書いております。IRU、こういう方式があるわけでありましてけれども、特にその超高速ブロードバンドの基盤整備に当たっては、国の支援策として公設民営方式というものを使っていくということでもあります。ただし国が財政措置等を行う場合には、その利活用というものを十分に促進することが前提となるということでもあります。

一番下のところにありますが、特にこのような場面、光ファイバが敷設困難な場合においては、ケーブルあるいは無線ブロードバンドといったものの有効活用を図って「光の道」を推進するというところでございます。

5ページ目のところで、大きな2つ目の論点ではありますが、NTTの在り方を含めた競争政策の推進であります。基本的な考え方として①、②とございますけれども、まずNTTと競争事業者間の一層の公正競争条件を確保すること、2番目としては、技術革新の成果を迅速に取り入れて、消費者ニーズに的確にこたえられるようにする。そのための制度・ルール等を見直すということでもあります。

少し下に、①から⑤まで、その論点を書いてありますけれども、アクセス網のオープン化、中継網のオープン化、ボトルネック施設利用の同等性確保、ユニバーサルサービス、それから市場関係の変化への対応と、こういうことではありますが、特にここでも中心になって議論いたしましたのは①か③のところ、アクセス網と中継網のオープン、それとボトルネック設備利用の同等性確保というところでもあります。それを第1節の競争政策の在り

方というところでまとめております。

5 ページ目の（1）のところは、まずは、ここでの競争について、設備競争とサービス競争というものを定義しております。そのアの段落のところですね。その上で、さらに5 ページ目から6 ページ目にかけては、これまで行われてきた政策等についての取りまとめをしております。これは骨子の段階ではありませんでしたけれども、確認のためにこういう形で入れさせていただいております。ただ6 ページ目の2つ目の段落のところは、これは後ほど徳田構成員からワーキンググループの議論をご紹介していただきますけれども、周波数検討ワーキングのほうで、新たな周波数帯利用のための措置を考えていただいておりますので、そういったこともここに記述しております。

こういう大前提のもとで、まずはアクセス網のオープン化の議論であります。6 ページの下からですが、アクセス網のオープン化、特に設備競争とサービス競争に分けられる。設備競争につきましては、サービス競争とのバランスを図りながら、線路敷設基盤の開放、あるいはアクセス網の多様化の推進によりまして、その設備競争の促進を行う、こういう必要性があるということを指摘しております。そこで7 ページの頭ですけれども、線路敷設基盤のさらなる開放に向けまして、これはいろいろな事業者の方からご要望をいただいておりますので、そういったご要望の内容を踏まえまして、具体的に取り組みを検討するというところであります。

これは固定ですけれども、移動通信におきましては、場合によっては鉄塔等の線路敷設基盤の問題もあるということで、このようなところも議論すべきであるというのがウのところは指摘してあるところであります。

そして先ほどの、これも周波数のワーキングに絡みますけれども、エのところは、既存の周波数利用者に立ち退いていただいてそこを利用すると、こういう形で新しい周波数を確保するわけですが、それについて市場原理を応用して移行コストを負担していくとか、さらには諸外国で行われているような本格的なオークションについても、議論をこれから深めていく必要があるということを指摘してございます。

以上が設備競争の方です。

そしてサービス競争の方が7 ページの中段からでありますけれども、言うまでもなく、接続料の低廉化によって、このようなサービス競争を促す必要があるということになります。ただサービス競争のために接続料を低廉化することは、一方で投資に対する影響をもたらすわけでありまして、そういった投資のためのインセンティブというものも検

討しなければならないということを書いたのが7ページのところであります。ただその接続料については、7ページの下から8ページにありますけれども、シェアドアクセス方式とシングルスター方式があって、そのうちのシェアドアクセス方式について、分岐回線単位の接続料設定を求める声が出されております。

この点について、メリット・デメリットがあるわけで、8ページの真ん中に①、②とありますけれども、一芯単位の設定が割高になるという、これは利用者にとってはそうでありまして、一方で、分岐単位にすると、効率性、投資のインセンティブが問題になるといったことがございます。ただ基本的には、そういう接続料金の低廉化ということは大きな目標でありますので、設備競争への影響といったものに配慮しながら、8ページの下にありますけれども、総務省と関係事業者において、分岐回線単位での接続料設定について、23年度以降、具体的に見直しに向けた検討を開始してはどうかということを書いております。

以上がアクセス網のオープン化の議論でございまして、2番目が中継網のオープン化の議論であります。

9ページのところがございますけれども、これまでもアンバンドル措置というものが講じられてきたわけでありまして、冒頭で申しましたように、ネットワーク自体がIP化していくという中で、次世代ネットワーク、NGNというものをどうとらえるかという問題が出てきております。現状で、PSTNおいていろいろな形でサービス競争が行われているわけですが、違ったシステムを持っているNGNにおいて、そういったサービス競争をどのように確保していくのか。特に電気通信事業者とか、あるいはコンテンツ配信事業者が多様なサービスを柔軟に提供できるようなシステムをどう構築するか、このためのオープン化が重要であると考えております。

ただ現状のルールというのは、NGNが出てきたところで、これからどのように発展していくのかということについて、まだ十分統一した見解がない状態でルールがあるということでありまして、そのためのルールを検討する必要がある。特に、エのところを書いてありますけれども、PSTNからのマイグレーションに当たって、その早期実現を図るために、現行のNGNにおいて実現しないサービスを少しでもすぐに整備する、早期に整備する必要があるということ、さらに、9ページの下のところからですが、NGNの通信プラットフォームの機能というもののオープン化、これをするために検討をすべきではないかと、こういう指摘をしております。そのために、NGNにおいて実現すべきア

ンバンドル機能、それからサービスやマイグレーションに伴う課題、これを技術的見地から広く検討するということでもあります。さらにはそのコスト等についても検討が必要と、10ページのところにそういったところを書いてございます。

以上が中継網のオープン化についてでございます。

3番目の大きな論点ですが、ボトルネック設備利用の同等性確保についてであります。ボトルネック設備の保有をしている電気通信事業者、NTT東西でありますけれども、これについては、この理由について、接続約款という形で、現状でも総務大臣の認可、その認可条件の1つとして、代替無差別といいますか、自己利用と他事業者との利用の無差別ということが求められているということがあります。それに関連して、接続業務に関して禁止行為規制があるということになっております。

ただ、ウにありますように、それが完全に徹底されているかどうかの問題があるということ、さらには、本部会におきましての、そういった設備保有部門と利用部門の間における構造的な措置が必要ではないかという意見もヒアリングにおいて出されたところであります。

そこで、11ページの頭にありますけれども、これは論点整理のところでは既に示させていただきましたけれども、我々といしましては、大きく構造的措置と非構造的措置という分け方をして、今回、議論をしたらどうか。特に構造的措置については、資本の分離を伴うもの、グループ内で資本の分離を伴わずに構造分離をするものというふうに分けられる。一方、非構造的措置については、機能分離というものを前提とする。そこで資本分離、構造分離、機能分離と、この3案について検討させていただきました。

そのときの評価基軸でございますけれども、これも前回の論点案で示させていただいておりますけれども、①から⑥まであります。設備競争、サービス競争の促進、国民のアクセス権の保障、グローバル競争への対応、NTT株主への影響、実現のための時間とコスト、それから「光の道」整備促進の観点からの評価と、こういう6つの評価軸で議論させていただいております。

11ページの中ごろから下に、それについてそれぞれ書いてございますけれども、サービス競争については、ファイアウォールというものが徹底されるほど公正競争が確保されるという意味では、構造的措置・非構造的措置でも、ファイアウォールがうまく機能すれば、設備に与える提供は主に中立ではないかということ。

国民のアクセス権については、これはユニバーサルサービス制度の設計次第で、これを

保障していく必要があるのではないかということ。

グローバル競争への対応ということは、これは一義的には定義することが難しいのでありますけれども、経営形態にかかわらずマーケットで競争にさらされるということで、そういう競争力が確保されるのではないかと、総合的な経営力の向上が図れるのではないかとということでもあります。

それからNTT株主への影響ですけれども、これは基本的には、加入光ファイバは、現状、今、投資回収フェーズに入っているということもございます。このような視点から見ると、分社化の程度が強まるほど既存株主への影響は大きいのではないかとということでもあります。

実現のための時間・コストですけれども、やはり資産分割とか、そういう形になると、どうしても時間がかかるのではないかと、その分コストもかかるのではないかとということをご指摘しております。

それから「光の道」の促進インセンティブですけれども、これは別会社にした場合のインフラ整備会社、整備専門会社ということになると、その辺のインセンティブをどう確保するのかという問題が残るのではないかとということでもあります。

以上を総合いたしまして、ワーキングあるいは前回ご提示しました論点として、12ページの下にありますように、本合同部会として、NTT東西のボトルネック設備保有部門について速やかに機能分離を行うことが、現時点において、現実的かつ最も効果的な施策ではないかとということをご記述しております。

そこで、これに関連して通信事業者からご提案がありました。光アクセス会社構想というものがああります。基本的にはNTT東西のアクセス部門を分離するという案でございますが、これについていろいろと議論をさせていただきましたけれども、ワーキング等の議論からこういう形でまとめさせていただいております。事業成立の可能性及びそのメタルから光へのマイグレーション、このような諸課題を踏まえると、現実には不確実性が高いのではないかとということでもあります。

そこで、機能分離等でございますが、具体的にどう進めるかということになります。基本的にはNTT東西の他部門と他事業者との同等性を確保するための厳格なファイアウォール措置を講じるということになります。このときに、どういう形でファイアウォールを入れるかという、2つの考え方がある。真ん中に①、②というのがございますけれども、アクセス網のみを対象とするのか、あるいは第一種指定電気通信設備の範囲（アクセス網

+中継網)、これを対象とするのかということでもあります。

ここでの考え方は、先ほど言いましたように、NGNのようなIP系のネットワークになってきていると。それがまた加入光ファイバと一体的に構築されて機能しているということを見ると、アクセス網だけの切り出しではなくて、やはりアクセス網+中継系ではないかということですね。これをボトルネック設備でとらえるほうが適当ではないかということで、アクセス網というのではなくて、アクセス網+中継系をボトルネック設備ととらえて、それに対するファイアウォールの徹底というものを提案してございます。

具体的にはエのところに書いてございますけれども、ボトルネック設備の保有部門と利用部門、この間のファイアウォール、例えば物理的な隔絶、それから情報管理システム上のアクセス制限等による厳格な情報遮断措置、その他適切な競争関係を確保するための体制の設備、実効的な監視の仕組みを検討するということでもあります。

こういうことで、ファイアウォールを中心にした、あるいはファイアウォールをその基本とする機能分離というものを提唱しているところでございます。

13ページの下からは子会社との関係について述べております。これも前回ご説明しましたので長くは言いませんけれども、子会社にアウトソーシングしている段階で、NTT東西に対するレギュレーションがそこまで及ばないということがあって、場合によっては行為規制の実効性が損なわれているのではないかということでもあります。そのために、NTT東西に対して、現行行為規制の内容を委託先の子会社にも遵守させるための措置を講じてはどうか、これが適当であるということでございます。

それからNTT東西の業務範囲の問題でありますけれども、先ほども出ておりましたけれども、NGNに対するFTTH、あるいはひかり電話の県間サービス等につきましては、本来のNTT法による地域電気通信業務からある意味では踏み出したものになっており、これについては活用業務性というものを通じているということでもあります。

そこで、そもそもそういう事業範囲の規制についてどのように考えるかという問題が生じているのではないかという問題意識であります。結論的には、機能分離とか、あるいは子会社等との一体経営の対応等によりましてさらなる公正競争を図った上で、公正競争確保に支障が生じない範囲内で、NGN上のサービスの新たなメニュー追加など、そういった市場環境とか消費者ニーズに対応するように制度とかルールを見直すことについて、一定程度の合理性はあるのではないかということで、そういった可能性も探るということを指摘しているところであります。

最後に、NTTの2社体制については、引き続き存置してはどうかということでありませす。

15ページのユニバーサルサービスでありますけれども、これは5月の段階で、「IP電話等によるユニバーサルサービス」のIP電話をユニバーサルサービスに加える必要性、それからブロードバンドアクセスについてどのように考えるかについて、それもユニバーサルサービスに将来的には加えることが必要ではないか、こういうことをこの部会として提言しております。

その後、電気通信審議会で審議が行われて、現状では10月に答申案が出ております。そこでの内容が16ページに示されておまして、光IP電話についてユニバーサルサービスに組み込むということ、ただしその場合、当該IP電話のコストについては当面補てんしないという形になっております。これによってメタルと光の二重投資の問題が若干でも回避される可能性があるということで、プラスの方向ではないかという評価をしております。

さらに、16ページの下から、「光の道」実現後においては、ブロードバンドアクセスをユニバーサルサービスの対象として扱うことについて検討してはどうかということを示しております。以上がユニバーサルサービス。

そして17ページのところで、今後の市場環境の変化への対応でございますけれども、ここの1つの大きな論点は、いわゆるSMP規制、Significant Market Power規制であります。これについては既に論点でお示しいたしましたけれども、規制の予見性という問題は指摘される一方で、柔軟な規制ができるというプラスもあるということでございますけれども、ただ現行の競争確保のためのレギュレーション、規制の体系と比べてSMPの規制は、全く大きな変化といいますか、体系的な見直しが必要になるものでございますので、この点についても今後十分検討していくということで指摘をしております。

最後に第2節の今後の検証というところがございます。これが競争の在り方の最後の節になりますけれども、ここでは、競争の促進とか、あるいは技術的な中立性を確保しつつ、まさに2015年ごろを目途に「光の道」構想を実現すると。そのために、今まで述べましたようなご提議をしているわけでありませけれども、環境変化に対応するために、競争セーフガード制度とか評価制度の運用、それから規制の遵守状況とか、あるいは取り組み状況、このようなものを継続的に検証する必要があると。その有効性・適切性を検証をして、適時適切に見直す必要性を指摘をしております。

以上、骨格ですが、19ページのところは、規制改革等によるICT利活用の促進ということでございまして、これにつきましては、医療、教育、行政等、このようなところでさらなる利活用を図っていくということでございます。特に19ページのイのところは前回ご指摘がありましたので、公共機関の先導的役割というものを強調して書かせていただいております。

(2)は利用環境の実現とリテラシーということで、これは前回の説明と大きな変化はございません。

以上が今回の取りまとめ(案)ということでございます。

それでは徳田主査のほうから、周波数のワーキングのほうのご報告をお願いしたいと思います。

【徳田座長代理】 それでは資料18-3、ワイヤレスブロードバンドの実現のための周波数検討ワーキンググループ取りまとめ概要と、それから資料18-4本体と両方を見ながら、主に資料18-3に沿って説明させていただきたいと思います。本体は30ページに及ぶ細かなデータが入っておりますので、A4横のパワーポイントでまとめてある概要に沿って説明させていただきたいと思います。

まず、取りまとめの背景となります電波環境の変化について整理しております。サービスの多様化・高度化、トラヒックの増大、ホワイトスペースの利活用等、非常に激しい変化が起きているわけですが、一例を挙げますと、移動通信システムのトラヒック量に関しましては、本年6月と9月の非音声のトラヒックデータを集計・分析をしますと、総トラヒック量は3カ月間で13.2%増加しており、年率換算で64%増加しております。今後ますますそのトラヒックの増大が予想される状況にあります。

次に、今後の電波利用の成長・発展の方向性としては、移動通信システムの更なる高速・大容量化、家庭内・オフィス内等におけるワイヤレスブロードバンド環境の充実を挙げております。また最近の動向としましては、電力・ガス等のスマートメーターの導入や道路・交通分野におけるITSの高度化等がございまして。

2番目に、ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数確保ということで、具体的な目標のもとでのスピード感ある周波数の確保を目指してまいりました。基本的な考え方としましては3つございます。新しいサービス創出等による経済成長を目指す、利用者利便の増進、それから3番目に国際競争力の強化という視点であります。

こうした状況のもと、具体的な目標を設定し、そのもとでスピード感を持って周波数確

保を図ることが必要ではないかと考え、次のような具体的な目標設定を行いました。目標とする時期については、「光の道」構想の目標年次を踏まえまして、まずは2015年を第一の目標、さらに2010年代後半には第4世代の移動通信システムが導入すること等を踏まえまして、2020年を第二の目標として設定いたしました。

具体的にはこのオレンジのところにまとめてありますけれども、2015年には、移動通信システムやセンサーネットワークシステムについて、5GHz帯以下の帯域で300MHz幅を超える周波数を新たに確保する他、ブロードバンド環境の充実等を図るための周波数確保を図ること、それから2番目の目標の2020年には、第4世代移動通信システムの導入や航空機、船舶、鉄道等のブロードバンド環境の整備等を図るため、1500MHz幅を超える周波数確保を図ることとしております。

米国でも同様の議論が起きておりますが、目標値としては米国以上の数値を思い切って設定した次第です。詳細については次のページに掲げておりますので、一覧を見ていただければと思います。上のほうが2015年を目標として確保すべき周波数帯、下のところが2020年を目標として確保すべき周波数帯ということです。時間の関係でこれを細かく述べることはスキップさせていただきたいと思っております。

続きまして、3ページに移りまして、700/900MHz帯における周波数割り当ての基本方針についてまとめてございます。この目標を達成する上で、700MHz、900MHzの周波数割り当ての基本方針に関する検討結果をまとめてございます。これは、8月末に本タスクフォースにおいて、ワーキンググループにおける中間取りまとめを報告した際に、今後の検討課題として説明申し上げた点です。

①が、2012年7月以降、携帯電話用周波数として使用可能となる予定の周波数を割り当てべき、②が周波数の再編（他の無線システムの周波数移行）を行って新たな割り当てとすべきということで、3つの視点を重視して我々は議論してまいりました。1つ目が時間軸の明確化、2つ目が周波数移行方法の明確化、3番目が技術的課題の検証ということです。

まず移行対象システムの関係者の意見に関しましては、移行に必ずしも賛成ではないが、移行する場合には移行経費等を携帯電話事業者等が負担することが必須であり、その他に一定の条件を確保することが必要であるということでした。

2つ目が、移動通信事業者からは、①700/900MHz帯のそれぞれの周波数帯域ごとの割り当てに賛成である、②周波数再編を迅速に進めるために、移行経費を負担する

ことは理解するが、費用の精査は必要であることなどの意見が寄せられてまいりました。

③技術的検証に関しましては、1として、700MHz帯では、幾つかのシステム間でより詳細な干渉の検討評価が必要である。2として、900MHz帯においては、干渉対策を講じることにより周波数の再編は実現可能という結果が得られました。詳細につきましては、本編の報告書の資料18—4の25から30ページに、これも細かなデータとなりますので、それぞれ700MHz、900MHzに対してのまとめが書いてあります。よろしいでしょうか。

それでは3ページにまた戻りまして、これらを踏まえまして、3ページの下の部分に、周波数割り当ての基本方針として3つの形にまとめました。1番目、諸外国における周波数の割り当て状況を踏まえ、700MHz帯と900MHz帯をそれぞれ周波数帯域ごとに利用する割り当て方法とすることが適当である。お手元の資料を1枚めくっていただいて4ページ目を見ていただきますと、4ページ目の上に（参考）と振ってありますけれども、いただいたご意見、これは中間取りまとめのときには、黄色の枠で囲ってある①案、700と900をペアに使用する、②案、アジアまたは北米との周波数の調和を考慮した割り当て、③欧州との周波数の調和を考慮した割り当て、この①案を選択する必要はないだろうという結論に達しました。

それから2番目、700MHz帯は2015年に、900MHz帯は2012年に携帯電話事業の参入が可能となるよう周波数再編を迅速に実施すべきである。

3番目、既存システムの周波数移行に伴う経費の負担に関して、必要な措置を講じることが必須であるという内容になっております。

なお700MHz帯、900MHz帯の具体的な周波数再編は、本体の資料18—4の23ページ、24ページにまとめてあります。

それでは2枚めくっていただきまして、4番のワイヤレスブロードバンド実現に向けた方策というところへ移ります。以上申し上げました周波数割り当てを実現するためには、周波数再編を迅速かつ円滑に実施することが不可欠でありますので、そのための方策をまとめてあります。

具体的には、(1)従来のように再編完了後にシステムを導入するのではなく、既存システムと地理的あるいは時間的に周波数共用を図り、迅速な周波数再編を図っていくことが必要である。(2)移行後の周波数を利用する者が既存システムの周波数移行に要する費用を負担すること、これらによって周波数再編を加速することを提起しております。ここで

は、やはりタイムリーに移行するという意識をしておりまして、加速することを議論させていただきました。

ただし、この方法をとる際には、移行後の周波数の利用者に対して費用負担のインセンティブが機能するような制度設計が必要となります。この点を踏まえまして、移行後の周波数の利用希望者がみずから負担可能額を申し出せることとし、国が事業者を設定する際には、その金額の多寡等を踏まえて事業者を決定する方法を導入すべきとしております。この点に関しましては、9月10日の経済対策に関する閣議決定の中で、周波数再編に要するコスト負担について、オークション制度の考え方も取り入れた措置の導入が盛り込まれていることを念頭に置いた考え方であります。

また、制度設計に向けて考慮すべき事項として次の点を議論しております。負担する範囲や最終移行期限の設定等、国による実施のフレームワークの決定、あるいは監督するためのシステム、仕組みが必要であるということを挙げております。

さらに、6ページに移っていただきまして、その他推進すべき方策としまして、研究開発等の推進、2つ目、電波利用環境の整備の推進、特に電波の見える化等の方策を検討すべきということを明記してあります。

続きまして5番目、今後の進め方ということで、以下の2つの点を提起しております。まず、既にお話ししましたように、今後ワイヤレスブロードバンドを実現するためには、周波数再編を早期に実施することが不可欠となっております。したがって、そのための措置を早急に具体化させ実施していくべきだと思っております。特に周波数の再編は、ワイヤレスブロードバンドを実現させ、ひいては我が国の経済成長、利用者利便の増進、国際競争力の強化に必須な措置でありますので、速やかな実施を検討すべきだとしております。

2番目、本タスクフォースでもたびたび議論になりましたが、今回示した措置とあわせまして、オークションに関する本格的な議論を進めるべきであろうと指摘しております。この点に関しましては下の参考のところにまとめてありますが、既に総務省が8月30日に発表しております次期電波利用料の見直しに関する基本方針において言及されている点でございますが、今後の周波数の再編の状況も踏まえつつ、幅広い意見を聞きながら議論を進めていくことが必要であるとまとめております。

以上、駆け足となりましたが、これでご報告とさせていただきます。

【山内座長】 どうもありがとうございます。

それでは2つの報告ということでございまして、これについて皆さんからご意見をいただき、議論したいと思えます。いかがでございましょうか。どうぞ。

【勝間構成員】 前回、数値目標をどうしようか、年月をどうしようかみたいな議論があったと思ったのですが、そういう数値的なものは一切盛り込まれないのでしょうか。

【山内座長】 今のは……。

【勝間構成員】 ごめんなさい、ワイヤードの方です。

【山内座長】 そういうご議論がございましたけれども、現状で25年の「光の道」の目標があるのですが、それに対して何をいつまでにということについて、これは我々の基本的な方針が機能分離ということで、機能分離の内容についてここで詳細に議論をしているわけでもなく、そういった意味での年限を切った、あるいは数値目標をお示しすることができなかつたといひますか、必要ないのではないかということでお考えました。

【勝間構成員】 前回申し上げたように、私が一番恐れているのは、5年後に全く同じ議論をしていることです。

【山内座長】 なるほど。最後の今後の検証のところにあつて、それについて、例えば何年後かにもう一度検証してとかいうことについて、これから少し検討させていただこうかなと思ひますけれども、これはプラットフォームでもいろいろな議論があると思うので、プラットフォームのほうの議論を踏まえて、その辺の記述を考えたと思ひます。

【勝間構成員】 この1年間の議論の中でずっと申し上げておりますように、支配的事業者に対してどのように評価を行つて、それがその競争関係にどう影響を与えているかというところを評価しない限り、競争促進競争促進といつても実質的にはなかなか進まないというのが私の意見ですので、その辺について、やはり数値目標ですとか、実際に支配的事業者の競争関係をどう評価するかというものをもう少し明文化していただいた方がありがたいです。

【山内座長】 わかりました。具体的にこの数値目標というのは今お示しすることはできないといひますか、いろいろと検討しなければいけないと思ひますけれども、おっしゃるような形での検証については、17から18のところを書いてございまして、ここのところの記述で、数値目標なのか、あるいは一定の年限目標なのか、その辺について検討させていただこうと思ひます。

他にいかがでしょうか。

【町田構成員】 関連していいですか。まず8ページからですけれども、カのところ、

これは少し評価したいという意味ですが、平成23年度以降の接続料算定方式の見直しに向けた具体的な検討を開始することが適当であるということで、数値目標ではないですが、これは、次期としては23年度以降の接続料算定方式はちゃんと見直すんだということですね。

【山内座長】 はい。

【町田構成員】 できれば、それがどれぐらいの水準になるのか、その目標的なもの、あるいは考え方的なものがもう少し出せればいいと思います。これについてはプラットフォームに向けてでも構いませんが、よく議論していただきたいなど。

それから12ページのイですが、NTT東西の組織形態の在り方の中で、結論的に、速やかに機能分離を行うことが現時点においては最も現実的かつ効果的であると考え、これはこのとおりだと思いますし、この結論でいいと思いますが、その次のウのところ、通信事業者1社から提案されている光アクセス会社構想、これについて、最後、その実現には不確実性が高いと考えられると、これもそのとおりですが、そもそも「考えられる」というよりも、一人も賛成しなかったのだと、だれ一人サポートしなかったのだということをはっきり書いた方がいいと思います。ただしその一方で、ここで言われている資本分離、構造分離、これについて完全に個々の状態ではできなかったときに、それをもう一回考慮しなければいけないということが書かれていない、これもやはりバランスを欠いているかなど。

それをきっちり書くことが必要で、それについては、今、座長がおっしゃった最後の17ページのところでもいいのかもかもしれませんが、この書き方だと、競争セーフガードとか、競争性評価制度とか、毎年やっているものの中で少しやれば済むような話にとれてしまうけれども、これは多分そうではなくて大問題なので、ここは本当に2年後なら2年後、3年後なら3年後、きちんと検証して、だめだったら構造分離、資本分離があるんだということきちんと書くべきではないかと思います。

それから、13ページ、同じくエのところですが、ファイアウォール、グループサービスでやるみたいな問題ですけれども、ボトルネック設備保有部門と同利用部門との間での物理的な隔絶、それから情報管理システム上のアクセス制限等による厳格な情報遮断措置、その他適正な競争関係を確保するための体制の整備や実効的な干渉の仕組みを検討することが適当であると。これについて、私は前回4つ申し上げて、そのうちこの2つが書かれていると思うのですが、1つ抜けているのが、役員の件も禁止するのもしないのか、その

記述が一切ないのがちょっと気になります。

それから、このようなことをやるために、おそらく現状では、NTT法の、前回問題があったNTT西・兵庫とか、ああいう会社が法規制の対象になっていないことが問題だったはずで、これは今回、法規制でやるのかやらないのか、これについて書かれていないところも不十分ではないかと思えます。

それからユニバーサルサービスの関係ですが、これはどこがということではないのですが、例えば16ページの(a)のイの後あたりでもいいのかもしれませんが、その現行の光電話というのがブロードバンドサービスのオプションでしか提供されていない会社があると思います。そうすると、ブロードバンドサービスが数千円で、その上に光電話だから、利用者の側からすると、全部光ファイバにかえられてしまうと困るという自体が予想されると思うので、そうではなくて、光電話だけというサービスも受けられるようなサービス体系にかえていただくようなことを何らかの形で働きかけていく必要があるのではないかと考えます。

ワイヤードというか、固定の方はそれぐらいですが、あと無線の方の議論で、7ページに戻りますが、エのところ、座長が先ほどおっしゃったように、既存の周波数利用者の移行コストの負担について、オークションの考え方を取り入れた制度を検討することが適当である。さらに諸外国で実施されているオークションについても、周波数再編の状況を踏まえて議論を進めることが必要であると。だからこれは2つあって、1つは具体的な制度を検討することが適当だけれども、もう一つは議論を進めるということで、これは明らかに程度に差がありますね。

一方で、先ほどご説明いただいたものの中で、立ち退き料等にその焦点を当てたものが、本当に切り分けて別々のものとして制度として存在し得るのかというのがどうも納得できなかったのですが、ここはそうではなくて一体的に進めるという議論がもう少し踏み込んで必要に思いますが、いかがでしょうか。

【山内座長】 それじゃ、順番ですけれども、まず接続料の考え方ですけれども、これは23年からやりますというのはそうです。それでどういうふうに持っていくかというのは、さっきの分岐単位の問題についてはかなり議論が分かれていると思います。ですので、方向性を示すのはなかなか難しいかなという形で、こういう記述になっております。考えさせていただきますけれども、その方向性というのはなかなか難しいかなというのが今の私の個人的な見解です。

2番目の構造分離の問題と検証の問題、構造分離のところで、構造的措置・非構造的措置で検証して、そしてその機能分離というものを推奨した。さらに13ページの頭のところで、率直に言ってソフトバンクさんからの提案についてこういうふうに書いてあるということですが、12ページまでのところは一般論として書いてあって、しかもその中で機能分離がよいという結論を出してくるのが、時間的な制約とか、コストの制約とか、あるいは妥当性とか、そういったところから出しています。その意味では、今、町田さんがおっしゃったところで言うと、構造的措置を完全に否定しているものではなくて、現状においてこれが最適であると、こういう言い方をしている。ソフトバンクさんの案については、これは我々の一致した意見ですけれども、少なくとも、最低でも不確実性は高いということを書かせていただいているところです。

それに関連して、ですからそういったものを検証してどうしていくかというのは、先ほどの勝間構成員にお答えしたとおりで、ご指摘のとおり、最後のところで検証のあり方、年限の問題等について、特にこれは、ある意味では3役の方ともいろいろな意見を交換させていただきながら、プラットフォームに向けて、これを検討していきたいと思えます。

それからファイアウォールの内容について、役員の件ですけれども、これは我々も、どこまで何ができるのかということをいろいろ検討して、少なくともここができるだろうということで13ページのところに書いたところであります。役員の兼務等については、完全にそれができるのかどうかというのは少しグレーゾーンが残っていたりするものですから、ここに記述しておりませんが、これは、具体的に検討するときに、またその辺のことを明確にさせていただくのかなと思っております。

それから子会社等の法的措置について、これは現在のNTT法等の建て付け、それから現在のレギュレーションのあり方を検討したときに、子会社等について、どこまでどういうレギュレーションをかけられるかというのは非常に微妙なところがあると伺っております。ですので、今、こういう記述にさせていただいて、これも、具体的に何かをするときに、精査をして措置をとるということにさせていただこうと思えます。

私からは以上でございます。

【町田構成員】 事務局でもいいのですが、現状で言うと、NTTグループにおいて、例えばドミナント性のあるところとそうでないところ、例えば東西会社とコムの子会社の兼任の禁止とかいう規定は法的にはなっていないのですか。

【舟田構成員】 特定関係事業者制度があって、現在、Nコムが指定されていますけれ

ども、そこでは役員の兼職禁止です。人の問題は非常に難しく、例えば役員の派遣はどうかとか、では、役員じゃなくて従業員が問題だとか、いろいろあるので、そこをきちんと書くのは難しかったということで、この13ページのエのところは、「適正な競争関係を確保するための体制の整備」ということで少しぼかしているのですけれども、ともかくファイアウォール措置というのは、私の理解では情報だけではなくて、物もそうですし、それから人ももちろん理論的には入り得ると。しかしここでは、先ほど座長がご説明になったように、そこまで詰めることはできなかったということだろうと思います。

【町田構成員】 ありがとうございます。ということは、すみません、今の理解だと、NTTコムについては省令レベルで書かれているものが……。

【舟田構成員】 31条。

【町田構成員】 役員についてはあるということですね。

【舟田構成員】 はい。

【町田構成員】 であれば、少なくともそれと同等かそれ以上の措置が必要であるということをはっきりここへ書き込むべきだと思います。というのも、現状、そこが脱法行為になってやられたわけですから、そこまできちんとやらないと、制度的に対応したことになると思います。

【山内座長】 なるほど。法的な解釈も含めて検討させていただきます。私の方は以上です。

【舟田構成員】 もう一つ、すみません、子会社のことは14ページのキのところである程度は書き書いてあると思うのですが、「NTT東西に対し、現行行為規制の内容を子会社等にも遵守させるための措置を講じる」ということで一步踏み込んだということだと思います。

【町田構成員】 なるほどね、わかりました。

【山内座長】 ワイヤレスの方は。

【徳田座長代理】 ワイヤレスのご指摘で、オークションに関して少しコメントをいただいたのですが、今回のオークションの考え方を取り入れる際、移行のフレームワークですね、周波数移行に要する費用の負担方法に主に着目して検討を行ってまいりました。諸外国で実施されているオークションの導入を検討する場合には、例えばですけれども、議論がありましたように、オークション収入のうち移行費用の負担に充てられない部分をどのように扱うべきか等も含めて、まだまだ我々はコンセンサスが得られておりませんので、

そういうことをこの報告書では踏まえた上で、その必要性、合理性を、オークション導入の目的、効果に照らし合わせて検証していこうというスタンスでまとめてあります。ですから、今回の移行フレームワークを実施しつつ、どういう形がいだらうかという議論を継続していきましょうという形でまとめてあります。

【町田構成員】 これは、目指さなければいけないゴールの設計が2012年・2015年の900MHz・700MHz、この2つの割り当てでLTEが想定されていて、ここは、やるのかやらないのか大きな判断をしなければいけない1つの山場だと思います。今おっしゃっているような形でずるずるといつてしまった場合に、結局間に合わないから従来制度でいつてしまおうという結論が目に見えるような感じがします。

【藤原構成員】 私もそのワイヤレスブロードバンドのワーキングで仕事をさせてもらっています。今の町田構成員のご質問に私なりのお答えをさせていただきます。今、非常に重要なのは、おっしゃったとおりスピード感、とにかく早く、この周波数割り当ての再編を行うのであれば、事業者さんが納得いく形でスピード感を持ってやろうということです。だから現実性のあるということで、例えば欧米型のオークションを取り入れますと、オークションが目的化するわけではなくて、やはり早くということで、現在の使用していただいている方に移行していただくには、とにかく移行費用を現実的に出すという仕組みが重要で、そこにオークション的な考え方を入れるということで、欧米型の何兆円にもはね上がることをやっても、これは問題だろうということで、今、現実的なのは、移動通信事業者さんに移行費用を負担していただく仕組みを早急につくろうということです。目的はスピード感だということで、今、この結論を出しているつもりです。

【吉川構成員】 私も一度ワーキングに出席させていただいて、オークション制度の論点を申し上げて、実質3週間でここまでまとめられたと思います。急いでやられたことをまず感謝申し上げたいと思います。

今回のオークションの制度は、まず立ち退く人にはできるだけ早く立ち退いてもいいと思わせるインセンティブを与えなければいけない。それから利用する人は、例えば仮に2014～2015年に使える見通しだったのが2012～2013年に使える、ちょっとでも早くなるというインセンティブを持ってもらえるようにしましょうというので、ここまでなっているわけですね。

もう一つは、免許の期間中の利用価値をどうするのかという議論は必要ではないかと思えます。土地の場合になぞらえて、この間、私は15年以下の定期借地権と言いました。

電波の場合に、実際この免許は5年ぐらいだと思いますが、そこについての利用価値の反映はどうするのですかという議論はやはり要るのかなと。つまり今日の資料18—3の5ページと6ページですけれども、セットで考えないと、制度設計はいびつになる可能性はあるかなと。つまり後で禍根を残す可能性はないかと。

5ページまで行きますと、移行に要する経費の負担可能額の多寡を見ると、仮に1,000億円ぐらい移行費用がかかりますという試算が出て、いろいろな事業者の方が応札されたとして、上限に張りつく可能性は十分ある。じゃあ、その後どうするのでしょうか。前から私が申し上げているように、入札価格と移行コストというのは別の概念ですから、その差分をどうするかという議論なしでは、5ページのこの手法がどこかで行き詰まる可能性を感じてしまうわけです。だから6ページの話とセットでないと禍根を残す懸念がありますということは申し上げておきたいと思います。

【町田構成員】 この合同部会としては、この問題に突っ込んだお考えを聞かせてもらうのは実は今日が事実上初めてで、他の全体に関しては、前回、骨子を議論させていただき、相当大きく丁寧に議論してきたと思います。それに対して、今日、いきなりこれが来ているので、正直言って、我々は全く逆のほうに見えるというコメントしかできなくて、ある意味、苦しいところもあるのですが、例えば昨日の新聞を見ても、「携帯向け周波数競売、総務省、来年からスマートフォン通信料増に対応」なんていう記事が出ているけれども、この最後のコマを見たら、書いてあることは、11年の通常国会に電波法の改正案を提出し、まず900MHz帯について通信会社が申請した事業計画や負担額などを審査し、割り当てを決めると書いてあります。これはオークションでも何でも無い、ビューティーコンテストですね。

このような大混乱が続いたままこの議論が起きているというのが現状で、実はもう少し丁寧に、立ち退き料に注目したものがどういう制度設計になって、だから切り分けられるのかとかいう議論を、今、吉川さんの指摘もありましたけれども、今のままではちょっと違い過ぎませんかという感じですね。

【徳田座長代理】 我々のワーキンググループで議論したときに、先ほども藤原構成員のほうからコメントがありましたけれども、我々のスタンスは3つの視点、新サービスの創出等の経済成長、利用者の利便の増進、それから国際競争力の強化の視点でスピード感を持ってやろうということで、やはり現実に700の方を移っていただく、900の方を移っていただくという合意形成をして、次の方たちがビジネスを早くスタートできる方法

という議論で、我々はそのスピード感重視でいきました。

ですから、町田委員が言われるような、新しい、真っさらな更地に入る場合、欧米等でやられているオークション制度があるわけですけれども、今回は明らかに合意形成をしつつ、お互いが、抜ける側の方たちもある種メリットがある形で抜けていく、新しい方たちもスムーズに入るといふことで、今、オークションではないのではないかとご指摘をいただきましたけれども、そのある程度のインセンティブを持って、出ていく方も出られるし、入る方たちも少し経済的なコンペティションをしながら入っていける枠組みにしたつもりです。

【町田構成員】 その議論だと、スピード感を重視していると言いながら、結局やっていることは欧米型のオークションの排除でしかないですよ。

【徳田座長代理】 いや、排除はしてなくて……。

【町田構成員】 だったら、今回は間に合わないから、欧米型のオークションはやらないのだと、ただ立ち退き料については、そういうヒアリングをしてみて、参考に立ち退き料を支払うような制度にするんだというようにおっしゃっているようにしか聞こえませんけれども。

【徳田座長代理】 参考にではなくて、やはりスムーズに移行する場合に、我々、ヒアリングした際もそうですけれども、全く1銭も払わない場合には、インセンティブがないので、当然10年たっても新しいビジネスがスタートしないです。それをどうするかという枠組みで、立ち退き料という言葉が適切かどうかわかりませんが、実際に新しいところに例えばRFIDが行ったときに、幅も少し増える。例えば他の利用形態の場合もよりよく使えるような形に、移る方と入る方のペアリングを考えてつくった方策というふうに理解していただければいいと思います。

【町田構成員】 もう一つ別の視点を提起しますと、現実問題で言うと、どのシステムでどういうサービスをやるかという段階で、いかに安いシステム、いかに効率的システムを持ってくるかというインセンティブが現状のビューティーコンテストで働いていないという問題が実は現実問題として起きていて、それが軽視されているのではないかと議論があり得ると思います。そのあたりも、今回のお話だと全然説明がなされていませんし、現状のままこれというのは大分違うのではないかと思いますけれども。

【徳田座長代理】 ご指摘の視点の違いは、我々のヒアリングの結果、先ほどもご報告しましたけれども、私たちの、例えばあるサービスをやっていらっしゃる方たちは、古い

ままの古いテクノロジーのままですとそこにいても構わないという方たちがいらっしやいます。その方たちにインセンティブを持っていただいて、次の帯域に移っていただかない限りは、空き地はできないのです。

【町田構成員】 いや、それは全体オークションをやった上で、その一部を充てればいいわけでしょう。

【山内座長】 すみません、この問題、確かに手続的に、この議論を今までなしにしてここで出したということは、これは運営上の問題なので、それについては陳謝したいと思えますけれども、ただ、これはかなり議論が出て、徳田先生のところのワーキングで、先々週はほとんど毎日やられていたような、そういう状態の議論でここまでやると来たというのは事実です。ですから、再度言えますけれども、その議論がここでというのは、それについては陳謝しますけれども……。

【町田構成員】 いや、ごめんなさい、構成員でここに名前が入ってこのレポートを了解するわけですから、そこを飛ばしたままというわけにはいかないと思うのです。

【山内座長】 はい。それで、私なりに、今の町田さんのコメントに対して1つだけ申し上げたいのは、私の知っている限りで、私の法的な解釈の限りでは、今の電波法では、いわゆる欧米型といいますか、諸外国でやられているような入札は、要するにこの割り当てに関する考え方が違うから、できないと思います。おそらくそれを変えない限りは、いわゆる白地に対する動きができないので、今回の措置というのは、それに向けて議論をしましょうと書いてあって、ある意味では、おっしゃるように、別に入札をするわけではないというのはそのとおりだと思います。だからその辺の、ある意味ではあいまいなところはきちんとして外へ出さないと、さっきの新聞報道にあったような誤解を生んでしまう、これはそのとおりだと思います。だけれども、今、ワーキングの方で言われているのは、問題意識は同じで、早く何かをしたいということ、もう一つは、オークションの議論をするということ言えば、町田さんが言われているように、現状でやっていくということを追認しているわけではないということだと思のですが、そういう考え方でいかがですか。

【町田構成員】 もしそういう考え方にするなら、現行の電波法でオークションはできないのだと、そこからまず書いて、それをどうするか議論については別途だと。ここでは、だからその入札についてはそういう議論しかしていないのだということをはっきり。ここの流れの中で、あたかもこれで言うと、立ち退き料に注目したものをやって、それがつながるかのような議論があって、現実に前体制で副大臣が出てこられたときには、この

立ち退き料に注目したのは第一歩なんだというところまでおっしゃっていたわけですから、この結論はそれを否定するものなのだと、違うものなのだとすることをちゃんと書かれるべきだと思います。それが合理的であれば、もう一度、私はそれに賛成するかどうか、読ませていただいて考えたいと思います。

【山内座長】 否定というか、オークションというのはものすごく難しい。いろいろなところでいろいろな、まあ、成功もあるけれども失敗したものもかなりあって、この電波のオークションについても、何をどう使うかという、これは先ほどの横の絵にあるように、どことどこを組み合わせるかというのものもあるし、それから誰に出し抜くのかということもありますね。そういう意味では、オークションはかなり複雑な制度としてやらなければいけない。

今回の立ち退きについてのオークション的なものは、特にオークションではないと私は解釈いたしますけれども、ただオークションというのは、経験とか、あるいは情報量とかがものすごく必要なもので、そのための、先ほど試行というようなご議論がありましたけれども、そのための1つの礎になると考えています。だからそれをどう呼ぶのかなということだと思いますけれども。

【町田構成員】 オークションについて、一般論を言えば、透明性が高まるとか、導入の段階からコストを考えたシステムを入れるインセンティブが働くとか、一方で、国の財政の助けになるであろうとか、いろいろなメリットがあるだろうということは、今までの中で私が申し上げたとおりで、それは存在すると思っています。

ただ、今回、何が何でもオークションをやらなければいけないという結論を言いたくてこういうことを申し上げているのではなくて、我々の部会、このタスクフォースがどう考えて、どういう裁きをしたのかということ、これはやはりものすごく皆さんにわかってもらえるようにきちんと説明する必要があると思って、よくありがちな、何を言っているかよくわからない、むにゃむにゃの作文で終わらせてうまくまとめましたよみたいな顔はしたくないので、どういう考え方できちんとやるのかということは、やはり突っ込んで全部書くということだと思います。

【山内座長】 わかりました。いずれにしても、今は時間もあれですし、町田さんのご指摘もありますので、これこそまたプラットフォームに向けて、あと少し時間がございませぬので、その間で少しやり取りをさせていただいて、おっしゃるようなところを取り入れた形に考えていただくということによろしゅうございますか。

【町田構成員】 よろしくお願ひします。

【山内座長】 ありがとうございます。

【勝間構成員】 すみません、1点だけ言わせてください。要はかなりの強制力を持って立ち退きを依頼するというニュアンスはちゃんと出るのでしょうか。その方法論よりは多分その点が大事だと思いますが。

【徳田座長代理】 そうですね。今の目標を、皆さん合意形成のもとでやりましょうということで、2012年、2015年というタイムリミットは合意をとってやっていくということです。

【勝間構成員】 それは今までもやろうと思って、さまざまな反対がありましてできなかったのですが、今回はできるというのは保証があるのでしょうか。あるいは何か新しい方策、それが立ち退き料なのでしょうか。

【徳田座長代理】 ヒアリングである程度は合意がとれておりますので、私たちは関係各位の方たちのご理解がいただけたというふうに理解しております。

【勝間構成員】 立ち退く側の。

【徳田座長代理】 そうです。

【藤原構成員】 補足させていただきますと、今回、今使っておられる方とこれから入りたいという希望の方と、徹底的にヒアリングをやりまして、特に立ち退かれる方、今、徳田主査がおっしゃったように、今までは、現実、立ち退く側が費用負担をしていたのですね。

【勝間構成員】 ああ、そうですね。

【藤原構成員】 今回はそうではないというところが大きな差だというふうに思っております。

【勝間構成員】 まさしくその費用を今後どうするのか、どこから工面するのかみたいな議論は今後生じるということですね。

【藤原構成員】 かなりの精度でもって、このぐらいかかりますよという、今、申請があつて、一方、入ってくる人は、これぐらいの負担は覚悟していますよというのを出示してもらって、ほぼ一致したということから、この制度設計の案が出てきたという背景でございます。

【勝間構成員】 では、あとは本当に、いわゆる一般入札をするような誤解を解けばいいということですね。

【藤原構成員】 そうですね。

【山内座長】 他に、どうぞ。

【岸構成員】 すみません、最初に勝間さんと町田さんがおっしゃった論点とほぼ同じになるのですが、やはり一番気になるのが、まさにこのワイヤードの方ですけれども、接続料算定方法については、平成23年度、ある程度明確な、まあ、検討だけですけれども、スケジュールは入っていると。それに比べると、やはり本丸の問題について、結論は私も全然違和感はないのですが、そのタイムスケジュールが全然わからないと。

これは、これ以外のいろいろな分野の政策について、グローバルなレベルで政策競争になっている中で、これを読む人が読んだら、結局何もなかったね、大山鳴動して何もなしと。ソフトバンクが大胆な提案をしてNTTが勝っておしまい、またもとに戻るのかと、そういう感じに見られかねない。他の産業も含め、経済全体の観点で見ても政策競争は強くなっていて、ある種、株価もそれで動く部分があるのを考えると、この部分で何もメルクマール、タイムスケジュールがないというのは非常に悪いメッセージになりかねない。このICT関連産業の株価に影響してもおかしくない、マイナスの可能性もあるかなと。

加えて言えば、利活用、これもこの分野ですごく大事であるにもかかわらず、ほとんど他人事みたいに書いていますね。まあ、所管が他の人だから、他人事でもしようがないのですが、やはりこの分を具体的にどうやるのかということも、内閣官房でやっているからなかなか言いにくい面はあるのかもしれないけれども、利活用という大事な部分が1ページ、しかも他人事でひらっと書いていただけというのは、かえって悪いメッセージになりかねないかなという気がしますので、今後のタイムフレームの部分であるとか、そこら辺はよく考えて出さないと、間違えたメッセージになりかねないのかなという気はします。

【山内座長】 わかりました。先ほどの勝間委員、町田委員からご指摘の点でございますが、確かに我々も、おっしゃるような形で、大山鳴動、ネズミもないという……。

【岸構成員】 例えば機能分野はそれでいいから、いつまでにやって、それで検証して、効果がない場合、次はいつまでにどうするのだという案文を、ある程度、イメージでもわからないと、メッセージとして、何もやらないというふうに結局見られちゃうかなという感じはします。

【山内座長】 ですから我々としても、そのメッセージなしのレポートを書いているつもりは全くないのであって、その意味では、おっしゃることはよくわかります。ですから、先ほども申し上げましたけれども、その辺は少し具体的に政務官関係の方とも相談させて

いただいて、プラットフォームに向けて、ある意味ではきちんとした打ち出しをできるような形で努力をしたいと思います。

【岸構成員】 ぜひそうしてください。そうしないと、成長戦略を言っている政権、このICT分野は成長する気はないのかと間違いなくみんなに思われると思います。

【山内座長】 わかりました。

【勝間構成員】 あと1点、すみません。同じ目標に関して、やはりメタルと同程度のと、言葉を入れるかどうかわかりませんが、結局なぜみんなメタルからかわらないかというところ、要は高いからですね。なので、その高いところをどう払拭できるのかという努力をどうやって行うのかという表現はぜひ入れていただきたいと思います。結局ずっと下げているんですね。

【山内座長】 わかりました。どうぞ。

【中島構成員】 今のところですけれども、一番最初に、確かに「競争促進による料金の低廉化とサービスの多様化」ということで併記されている。ところが、この料金の低廉化をどうやって達成するかが、後ろのほうで見ると、設備競争の促進と1つあるくらいです。サービスも多様化するという点と合わせてみると、今、勝間さんがおっしゃったように、マイグレーションは1つ大きな要件だと思いますが、マイグレーションの書きぶりとしては、後ろのほうユニバーサルサービスのところで主として出てくるということになっている。例えば6ページのアクセス網のオープン化、あるいは5ページがいいですかね、競争政策の在り方みたいところで、「マイグレーションを加速させていく」といった表現が入っていてもいいのではないかなと思います。いずれにしろ、マイグレーションは料金の低廉化の1つの大きなポイントだと思います。

【山内座長】 わかりました。料金の低廉化については、最初に書いてあるとおり、競争によってそれを促進するというのが基本的な方針でありますし、それを強調していくということは必要だと思います。

それからマイグレーションについては、ユニバーサルサービスのところで、IP電話について、マイグレーションについてあれですけれども、9ページのエのところ、「PSTNのマイグレーションに当たっては、その早期実現を図る観点からも」という形で、これについての重要性は指摘しているつもりでございますが、中島構成員のご指摘のように非常に重要な観点でございますので、どういう形で盛り込めるかを検討させていただこうと思います。

どうぞ。

【勝間構成員】 すみません、料金についても、低廉化という話ではなくて、より具体的に、「メタルと同程度を目指して」みたいな一文を入れると、かなりインパクトが出ると思いますが。

【山内座長】 検討させていただきます。

どうぞ。

【國領構成員】 実現方法の基本理念の部分、競争を促進してやるのだと言っていて、これは私もいいと思うんです。それが一体何を意味しているかということですが、それはやはり、透明性が高い競争ルールの中で企業がダイナミックに競争するという部分ではないかと思えます。あまり微に入り細に入り国がいろいろなことに手を突っ込むというのは必ずしもよくないのではないかと思えます。

その上で、13ページのところで、皆さんソフトバンクさんの話が気になっていらっしゃると思うのですが、そういう意味においては、ソフトバンクさんが資本の論理でNTTをのっとりたのだったら、それをやるチャンスあげるべきではないかと私は思ったりします。個人的にあの案が自分でもしっくり来ているかということ、実はあまりしっくり来ていないのですが、それでもやるというのなら、やってもらうぐらいの自由さというのがこの国の経済にあっているのではないかと思えます。

同じような観点から、すごく細かいけれども案外大事だと思いますのが、同じ13ページの機能分離の②のところに「アクセス網+中継網」と書いてあるんですけども、ここは少し細かく、中継網のところに「アクセス網と一体的に提供されている中継網」というふうにした方がいいのではないかと思えます。というのは、皆さん機能分離だと安く速いと思われるかもしれませんが、これは物理的に隔絶させるとか、結構大変なことを言っていて、そんなに安いかというと必ずしも安くはないだろうと思っています。どこの部分についてはきちんとやるのかということをはっきりさせた上でちゃんと実行することがいいのではないか。

それから、NGNというのが僕はB-ISDNと似ているような気がしていて、必ずしも我が国の基幹的中継網になるかどうかというのは、ソフトバンクの案と同じぐらい不確実ではないかと思っているので、ここはちゃんと書くといいと思います。

【山内座長】 基本的に3点ご指摘だと思いますが、最初の点については、私は基本的には考え方を同一してしまして、企業間の競争とか、あるいは自由な競争が新しい日本を

生み出す、そうだと思います。

それで、13ページの書きぶりですけれども、今、國領委員がおっしゃったような、最後の、違和感があるねということだけ書いてあるのがこれですね。それで先ほど申し上げましたけれども、11ページから12ページにかけてずっと書いてあることは、一般論として、その構造的措置と非構造的措置を言っています。ここについては、もちろん全然念頭にないわけではないですけれども、ソフトバンクさんの案を何か言っているわけではないです。その意味では、ウのところこういう形の書き方をしているのは、これは、ソフトバンクさんがそういう形で何らかの形のオウンリスクを負われて何かをするということについて、我々は何も言っていないということだと思います。

ただ、そのために何かをするかということについては、これは政治的な判断だと我々は思っておりまして、そこで、ここでは書いていないということです。前回、メモを出されて、そういったことを書かれていて、それも1つの意見だと思いますけれども、あれは我々の範囲では決められないことではないかというのがワーキンググループの一致した意見ということです。

【藤原構成員】 ワーキンググループ同士の対抗戦にする気はないんですけれども、ワイヤレスを一生懸命やってきて、数値目標を立てたわりには、「光の道」は具体性に乏しいのではないかと。精神論が多過ぎるのではないかという気がしております、具体的に言いますと、8ページに、設備競争とサービス競争のバランスの観点ということで、競争促進ということは文言では書いてあるんですけれども、一方、機能分離だと、NTTさんに規制をかなり強化して、逆に競争が損なわれる可能性もあったりするので、ちょっと一貫性がないような気がしますので、このワーキンググループの結論は、意見は多様性があったということかなというふうに感じた次第です。

【舟田構成員】 ワーキンググループとしては旗色が悪いんですけれども、それはある意味で当然で、電波法では周波数割り当て計画を決めて、そして電波の割り当てをするのは総務大臣ですから、国ができるんですね。しかし電気通信事業法は国ができるかというところ、そうではないというのが最初に書いてあるわけですね。民間主導で競争導入というのはそういう意味、先ほど國領委員がおっしゃったのはそういうことかもしれませんから、そういう意味では、数値目標も書けないということなので、こちらの方はちょっと旗色が悪いというか、はっきり書けない、そういう違いがあるのではないかと。しかしそれは、競争原理を導入した以上、やむを得ないのではないかなという感じがします。

【山内座長】 他にいかがでございましょうか。これだけの内容でございしますので、いろいろご意見が出ることは当然だと思っております。それで、我々も非常に大きな決断をある意味では迫られていたわけでございますけれども、ワーキングという形でこういう案を提示していただいて、いろいろご意見をいただきました。それで修正すべき点もあると思います。先ほど言いましたように、特に数値目標ということで、タイムスケジュール、時間的な視座、このようなところについては再度検討させていただいて、できる限り盛り込むような形で、また副大臣のお考えもあると思いますので、そういうことを見据えながら対応させていただこうと思います。

【勝間構成員】 1点いいですか。この間のフューチャースクールが事業仕分けに引っかかりまして、それも含めて、今、何か全体的に政府が、こういうICT系の政策にかなりトーンダウンしているのではないかという印象を国民やメディアは思っているようです。そうではないのだということを明確にうたうような形での文言ですとか、力強いメッセージ、数値、年限が入ったほうがいいと思います。

【山内座長】 わかりました。先ほどの岸委員の意見も踏まえまして、その辺、検討させていただこうと思います。

そこで、今申し上げましたように、大きな修正、それから幾つかご指摘いただいた具体的な問題もございしますので、その辺を含めまして、私の方で修正をさせていただこうと思います。大変恐縮でございますけれども、それについてご一任をいただければと思います。それで案をつくりまして、12月中旬に政策決定プラットフォームが開催されるという予定になっておりますので、まさにご意見を含めまして、取りまとめ内容を報告させていただこうと思います。

議論は以上でございまして、副大臣、何かコメントがあれば。

【平岡総務副大臣】 本日も大変活発な意見交換をしていただきまして、本当にありがとうございます。勉強をしてみると、いろいろ経緯のある話でもあったりとか、あるいはいろいろな視点の異なる問題があったりとか、大変難しい問題について、これからプラットフォームで結論を出していかなければいけないのだろうと思います。皆様方から出していただいた報告書、あるいはこの部会で出されたご意見について、できるだけ、将来の日本にとって何が必要なのかという視点もしっかりと踏まえて検討していきたいと思っています。また、大臣にも今日のご意見の模様等についてはしっかりと私から伝えさせていただいて、プラットフォームで、本当に真剣な議論の中で政策が決まっていくようにしてい

きたいと思います。

なお、これまでの議論については、有識者会議、専門家会議という形でご議論をされておられたということであり、党の方の皆様の意見というものも断片的には聞いてはいるのですが、まだ政治レベルでは総合的には聞いていませんので、今日の結論も踏まえて、少し党のほうでも意見を出していただくようなことも考えております。そういう意見も踏まえて、これから最終的な結論に向けて努力をしていきたいと思っております。

いずれにしても、これまで本当に真剣なご議論をいただきまして、ありがとうございます。その議論を踏まえて、我々としても適切な判断ができるようにしていきたいと思えます。ありがとうございました。

【山内座長】 ありがとうございます。

今、原口前大臣がいらっしゃいますので、この問題は原口前大臣が提起されたこともあり、よろしければお一言。

【原口前総務大臣】 座長はじめ皆様に、今日は感謝を申し上げに参りました。タスクをお願いしておいて、タスクをお願いした本人がいないというのは本当に申し訳ない。

今、何が問われているか。市場のダイナミズムであり成長の力、そして、今もご議論がございましたが、具体的な道筋と、まさに成長をやるための政治の意思が問われているというふうに思います。この短期間の間に大変精力的なご議論をいただきまして、日本の成長、あるいは社会を形作る、その基盤を作ってくださいました、座長をはじめ共同座長、それから主査の皆様、委員の皆様に、心からお礼を申し上げたいと思います。

夜明け前がある意味、一番暗いと言います。私たちは絶対に、少し暗い日本を徹底的に変えていく、それが今日いただいた皆様のご議論だと思えます。重ねて感謝を申し上げて、また、私、一国会議員ですが、機会をいただきましたことを心から感謝申し上げたいと思えます。ありがとうございました。

【山内座長】 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の会合を終了とさせていただきます。これまで本合同部会は本日を含めまして18回と、こういう開催をしてきまして、特に皆さんに精力的に、ヒアリングを含めましてご議論をいただきまして、ありがとうございました。このような形で政策決定プラットフォームに報告する報告書を取りまとめることにしたいと思います。

最後になりましたけれども、構成員の皆様に、そのご尽力に再度感謝を申し上げたいと

思います。どうもありがとうございました。

以上